

港区建設工事制限付一般競争入札・入札参加資格要件

制限付一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、制限付一般競争入札に参加しようとする者（建設共同企業体を構成する場合は各構成員）は、電子入札案件用建設工事等競争入札（見積）参加者心得（総合評価方式により行う場合には、総合評価方式による建設工事等競争入札（見積）参加者心得）、契約条項を熟覧の上、参加資格確認申請を行うこととする。

- （１）発注業種について、港区（以下「区」という。）の建設工事等競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有していること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- （３）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- （４）発注工事ごとに、区が定める資格を有すること。ただし、資格要件の格付は、申請日を基準とする。
- （５）港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （６）港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （７）建設共同企業体を構成する場合において、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合については、代表者以外の構成員になることができる。
- （８）建設共同企業体の構成員となる者は、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。また、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合の組合員はこの入札に参加する当該建設共同企業体の他の構成員となることはできない。

- (9) 競争入札参加資格の登録を区内の支店又は営業所等で登録している事業者で、工期の完了していない区発注の工事等をすでに重複して3件受注していないこと。
- (10) 競争入札参加資格の登録を区外の本店若しくは支店又は営業所等で登録している事業者で、工期の完了していない区発注の工事等をすでに受注していないこと。
- (11) 建設共同企業体を構成する場合において、現在、港区発注の工事を2社による共同企業体で施工している場合は、同じ2社の構成員で結成された共同企業体はこの入札に参加できない。